

令和4年度 第3回相模原市大規模事業評価委員会 次第

日 時 令和5年3月29日（水）午前10時45分から

場 所 相模原市役所本庁舎第2別館3階 第3委員会室

1 開 会

2 委員・事業所管局・事務局紹介

3 会長・副会長選任

4 議 事

(1) 中学校給食全員喫食推進事業について

5 その他

6 閉 会

【資料】

令和4年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について…資料1

中学校給食全員喫食推進事業の概要…資料2

中学校給食全員喫食推進事業に係る相模原市大規模事業評価 評価のスケジュール（予定）…資料3

相模原市大規模事業評価 評価の視点等…資料4

令和4年度 相模原市大規模事業評価委員会 委員名簿

氏名	所属等
うすい あつこ 碓井 敦子	公認会計士
おく まみ 奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授
ほりうち つとむ 堀内 勉	ものづくり大学 技能工芸学部 情報メカトロニクス学科 教授
よしかわ とおる 吉川 徹	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授

(五十音順・敬称略)

令和4年度第3回相模原市大規模事業評価委員会 座席表

(第2別館3階 第3委員会室)



○相模原市大規模事業評価委員会規則

平成22年12月24日規則第127号

相模原市大規模事業評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき設置された相模原市大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、公共事業について専門的な知識又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大規模事業評価事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮っ

て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

相模原市大規模事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な事業の評価に関し、必要な事項を定めることにより、当該事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全体事業 国庫補助対象事業については事業採択の単位、施設整備事業については一体として整備される施設及び附帯する事業(用地取得費を含む。)を単位として、事業の効果が一体として発現する事業をいう。
- (2) 公共事業 市が実施主体となって実施する、道路、公園、土地区画整理、下水道等社会資本整備全般の整備事業をいう。
- (3) 事業の着手 事業実施について市の意思決定(具体的には、事業の基本計画の実施に向けた庁議等)を行うことをいう。

(評価の対象)

第3条 大規模事業評価(以下「評価」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として行うものとする。ただし、当該事業のうち、法令、条例等に基づき補助金又は負担金が支出されるものについては、当該補助金又は負担金に係る部分は評価の対象外とする。また、次の各号に定める金額については、当該事業完了後に見込まれる維持管理に要する経費は含まないこととする。

- (1) 全体事業費が20億円以上の公共事業
- (2) 市が20億円以上の公共施設管理者負担金を支出する事業
- (3) 施設等の取得又は賃借を行うPFI事業等で、市が20億円以上の対価(賃借の場合は、賃貸借契約期間内の賃料総額)を支払う事業
- (4) 公共床の取得、賃借等市が20億円以上の財産取得(賃借の場合は、賃貸借契約期間内の賃料総額)を行う事業
- (5) 市以外が実施主体で、実施に伴う費用のうち、市が20億円以上を負担する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、評価の対象としない。

- (1) 既に都市計画決定されている事業
 - (2) 災害復旧事業
 - (3) 既存施設の改修・維持補修で、施設の主たる用途の変更を伴わない事業
- (評価の時期)

第4条 評価は、対象とした事業の着手前に行うものとする。

(実施方針)

第5条 市長は、評価の対象事業（以下「評価対象事業」という。）を決定したときは、評価の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、公表するものとする。

2 実施方針においては、評価の時期、評価の視点及び評価の方法その他必要な事項を定めるものとする。

(自己評価調書の作成)

第6条 市長は、評価対象事業ごとに自己評価調書を作成するものとする。

(評価の視点)

第7条 局長（相模原市職員の職の設置等に関する規則（昭和39年相模原市規則第9号。以下「職規則」という。）第4条の2第1項に規定する公室長及び局長並びに職規則第4条の3第1項に規定する区長をいう。）は、前条の規定により自己評価調書を作成するときは、次の各号に定める視点からこれを行うものとする。

- (1) 事業の必要性
- (2) 事業の妥当性
- (3) 事業の優先性
- (4) 事業の有効性
- (5) 事業の経済性・効率性
- (6) 環境及び景観への配慮

(外部の委員会による審議)

第8条 市長は、評価対象事業のうち、全体事業費50億円以上の事業について、相模原市大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(市民からの意見聴取)

第9条 市は、第6条の規定により作成した自己評価調書を市民に公表し、意見聴取を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評価対象事業が、既に相模原市パブリックコメント手続実施要綱

(平成15年4月1日施行)に基づくパブリックコメントを実施している場合は、意見聴取を行わないものとする。

(対応方針の決定及び公表)

第10条 市は、委員会の意見及び前条の規定により市民から聴取した意見を踏まえ、評価対象事業の対応方針を決定するものとする。

2 市は、前項の規定により決定した対応方針を公表するものとする。

(予算措置の条件)

第11条 評価対象事業は、評価を行った後でなければ、予算措置を行うことができないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、評価を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

令和 4 年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について

令和 5 年 3 月 1 5 日

相模原市大規模事業評価実施要綱第 5 条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

- (1) 事業名：中学校給食全員喫食推進事業
- (2) 事業所管局：教育局
- (3) 事業概要：中学校給食の全員喫食の早期実現及び持続可能な給食運営を図るため新たな給食センター（2か所）の整備などをするもの

2 評価の時期（予定）

- (1) 大規模事業評価委員会：令和 5 年 3 月（概要説明）
- (2) 大規模事業評価自己評価調書作成：令和 5 年 3 月
- (3) 局内評価会議：令和 5 年 4 月
- (4) 市民意見聴取：令和 5 年 4 月～5 月
- (5) 大規模事業評価委員会諮問：令和 5 年 6 月
- (6) 大規模事業評価委員会答申：令和 5 年 8 月
- (7) 対応方針の決定：令和 5 年 8 月
- (8) 対応方針の公表：令和 5 年 8 月

3 評価の視点（案）

(1) 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共が担う必要性はあるか ・市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・整備手法は妥当か ・事業規模は妥当か ・整備場所は妥当か
(3) 事業の優先性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有用性が認められるか ・課題解決のための最も有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・費用及びその内訳は適切か ・事業の採算性は見込まれるか
(6) 環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか ・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減/回避するための工夫がされているか

※ 大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。
- (2) 大規模事業評価自己評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (4) 大規模事業評価実施要綱第8条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問します。
- (5) 大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

※ 本事業は、複数の場所における施設の整備などにより構成されており、各施設の建設予定地が定まった段階で、順次、上記の方法により評価を実施します。

5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価自己評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること

市長公室 経営監理課

042(769)9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること

教育局 学校給食課

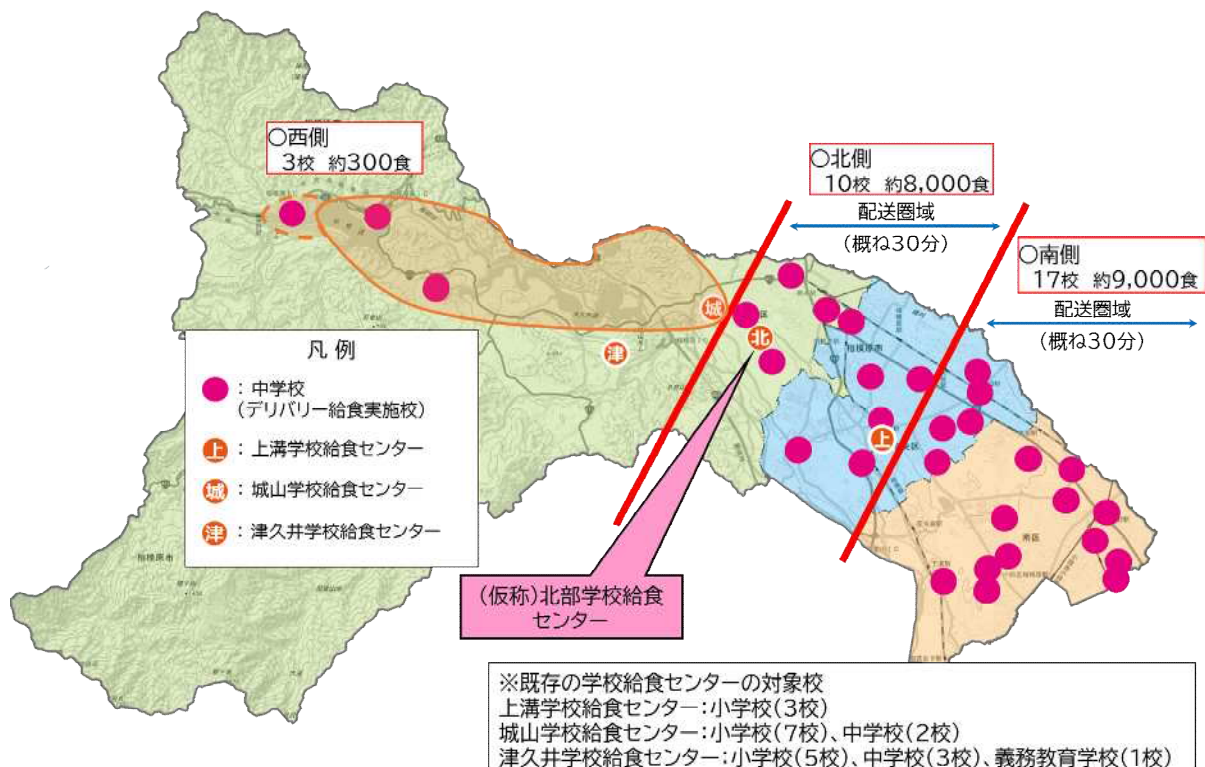
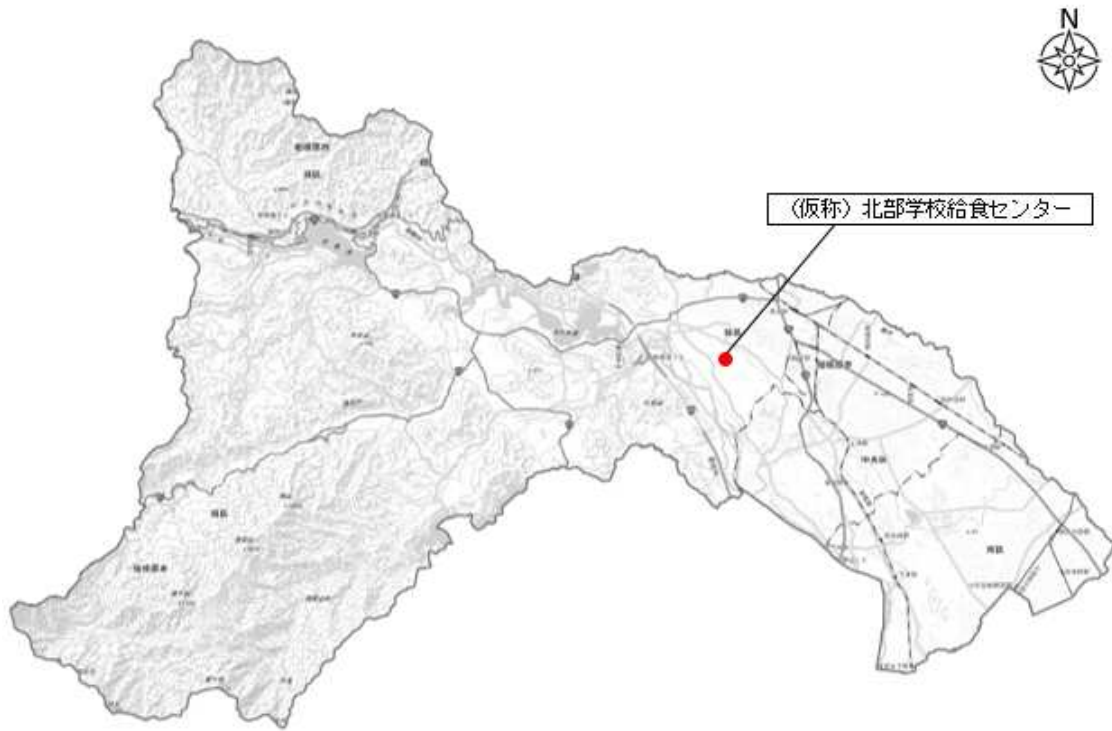
042(851)3236

gakkokyushoku@city.sagamihara.kanagawa.jp

中学校給食全員喫食推進事業の概要

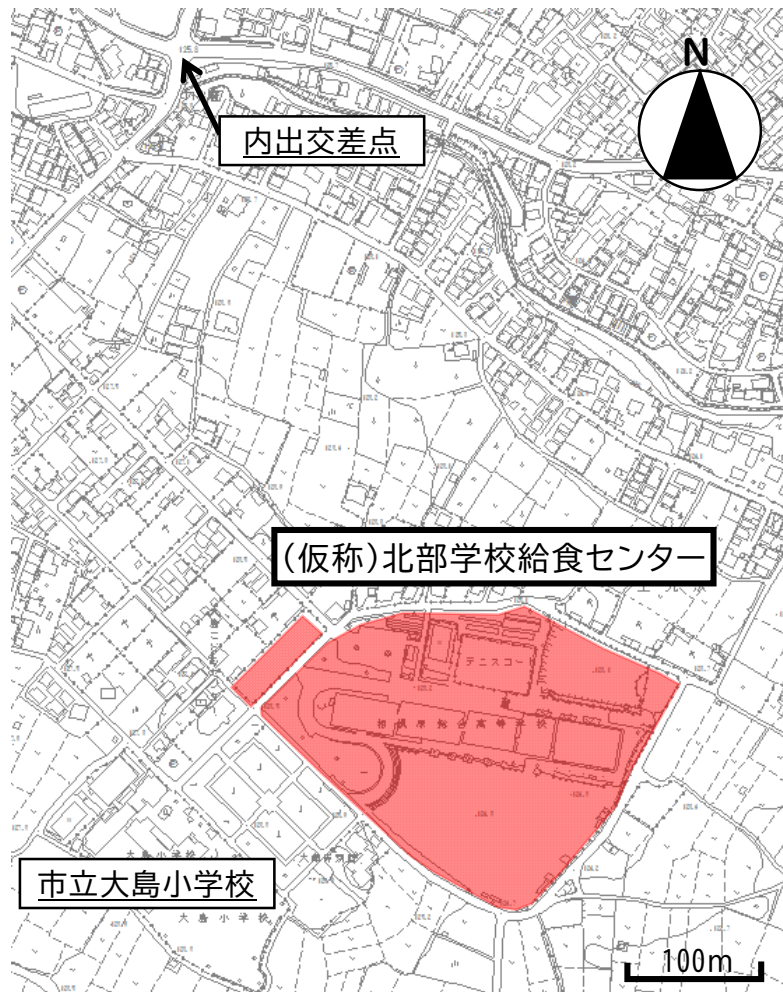
実施主体	相模原市			
位置付け (根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相模原市総合計画 ○ 相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ ○ 相模原市学校給食施設整備方針(案) ○ 相模原市公共施設マネジメント推進プラン ○ 相模原市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針 			
目的	<p>学校給食は、心身の健全な発達や食に関する正しい理解と適切な判断力を養うために、重要な役割を担っている。バランスの取れた食事や食生活の実現、それらを育むという教育の一環の中で、生きた教材である学校給食は生徒にとって非常に重要であることから、中学校給食の全員喫食へ向けた整備を行う。</p>			
概 要	整備内容	給食センター2か所((仮称)北部学校給食センター・(仮称)南部学校給食センター)及び、配膳室(16校)		
	場 所	(仮称)北部学校給食センター 相模原市緑区大島 1226	(仮称)南部学校給食センター	
	内 容	学校給食施設 (敷地面積:約 10,000 m ²) (延床面積:約 4,300 m ²) (供給能力:約 8,000 食/日)	学校給食施設 (敷地面積:約 10,000 m ²) (延床面積:約 4,600 m ²) (供給能力:約 9,000 食/日)	
	計画期間	令和5年度～令和8年		
	スケジュール	令和5～6年度:事業者選定・契約 令和6～7年度:設計・工事 令和8年:開業準備、供用開始	/	
	概算事業費	約114.2億円(市費:103.7億円 国庫補助:10.5億円)		
	管理運営計画	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)等に基づくPFI手法を採用予定。		
特記事項	(仮称)南部学校給食センターについては、建設予定地が定まった段階で評価予定。			

【位置図】





【周辺拡大図】



中学校給食全員喫食推進事業に係る相模原市大規模事業評価 評価のスケジュール(予定)

年月	令和5年					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月
大規模事業評価委員会	<p>第1回 (3/29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管課から、評価対象事業の概要について説明。 ○ 評価対象事業の評価に必要な視点を確認・確定。 	<p>※本スケジュール(予定)は、(仮称)北部学校給食センターのもの。 (仮称)南部学校給食センターは建設予定地が決まった段階で評価いただく予定です。</p>		<p>第2回 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民意見聴取、局内評価会議の結果を説明。 ○ 所管課から自己評価調書について説明。 	<p>第3回 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営監理課から答申(案)、及び審議結果(案)について説明。 	<p>手交式 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模事業評価委員会から答申。審議結果のまとめ。
事業所管局	<p>自己評価</p> <p>↓</p> <p>局内評価会議 (局内部評価会議)</p>			<p>諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 局内評価会議結果 ○ 自己評価調書 ○ 市民意見 		<p>答申</p> <p>局内評価会議 (対応方針決定)</p>
市民			<p>市民意見聴取</p>			<p>公表</p>

相模原市大規模事業評価 評価の視点等

資料 4

評価項目	評価の視点	確認事項
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共が担う必要性はあるか ○ 市が実施する必要性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状及び課題 ○ 市の計画の位置付け ○ 市民等の意向・要望等の把握
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備手法は妥当か ○ 事業規模は妥当か ○ 整備場所は妥当か 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要予測(利用者見込等)の手法及び結果 ○ 他の手法とのコストの比較検討
事業の優先性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業着手時期は適切か (○ 防災、危険回避、企業誘致等の観点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、関係住民等の理解、協力の状況 ○ 市以外の機関等による計画等の有無
事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の有用性が認められるか ○ 課題解決のための最も有効な手段(手法)か 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の目標 ○ 費用便益分析
事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 費用及びその内訳は適切か ○ 事業採算性は見込まれるか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 概算事業費 ○ 管理運営コスト・収支予測
環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか ○ 事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減/回避するための工夫がされているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺住民の合意形成の取組み ○ 環境関連法令等への合規性